

大規模小売店舗立地法の届出の手引

平成 31 年 4 月

鹿児島県商工労働部商工政策課

目 次

1 大規模小売店舗立地法の概要	-----	1
1－1 目的・趣旨	-----	1
1－2 定義	-----	1
1－3 大店立地法の対象となる店舗	-----	4
1－4 大店立地法による届出が必要となる場合	-----	5
1－5 大店立地法による届出を行う者	-----	5
1－6 設置者が配慮すべき基本的な事項	-----	5
2 届出等の留意事項	-----	8
2－1 事前協議について	-----	8
2－2 新設の届出(法第5条関係)に係る留意事項	-----	9
2－3 変更の届出(法第6条関係)に係る留意事項	-----	9
2－4 公告及び縦覧について	-----	10
2－5 説明会開催の留意事項	-----	11
2－6 説明会実施状況報告	-----	12
2－7 県の意見等	-----	12
2－8 県による勧告	-----	13
2－9 承継の届出(法第11条第3項)	-----	14
3 罰則	-----	14
大店立地法関係届出様式	-----	15
法、施行規則による添付書類記載例	-----	25
別表1 大店立地法に係る届出一覧	-----	52
別表2 添付図面一覧	-----	53

1 大規模小売店舗立地法の概要

1-1 目的・趣旨

この法律は、大規模小売店舗が多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、その立地が、周辺地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するための手続きを定めたものである。

1-2 定義

(1) 小売業

① 「小売業」

飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。

② 「小売業を行う」

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。

(注1) 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは、「継続反復して」行うこととはならないが、初めての販売行為であっても、継続反復の意思があればこれに該当する。

(注2) カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うものと解される。

(注3) 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることとはならない。

③ 「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいう。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区別できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなる。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはならない。

(2) 「床面積」

建築基準法の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。

(建築基準法施行令第2条第1項第3号)

(3) 「店舗面積」

「店舗面積」の範囲については、次のように統一的に解釈するものとする。

① 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定 義
(1) 売 場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。
(2) ショーウィン ド	ショーウィンドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられため込み式のショーウィンドは、店舗面積には含まない。
(3) ショールーム 等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
(4) サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
(5) 物品の加工修理 場のうち顧客か ら引受(引渡を含 む。)の用に直接 供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り（注4（ア））等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

② 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義
(1) 階 段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜けの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。
(2) エスカレータ ー	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜けの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。

(3) エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
(4) 売場間通路 及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
(5) 文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り(注4(ア))等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(6) 休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り(注4(ア))等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(7) 公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り(注4(ア))等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(8) 便 所	便所の出入口の線(専用の通路がある場合は、その出入口の線)で他と区分し、店舗面積に含まない。
(9) 外商事務室等	外商ないし上得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り(注4(ア))等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(10) 事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り(注4(ア))等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
(12) 塔 屋 (注4(イ))	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は店舗面積として取り扱うものとする。
(13) 屋 上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(14) はね出し下、軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は、自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

(注4) (ア)間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等を固定したものとする。

(イ)塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第八号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1／8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から、水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

(4) 「一の建物」

「一の建物」には、次のような建物も含まれる。

- ① 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分
- ② 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- ③ 一の建物（上記①及び②に掲げるものを含む）とその附属建物をあわせたもの

（注5）道路その他の施設が「公共の用に供される」ものであるか否かは、次の条件を満たす場合その他管理権の所在、利用形態、建設目的等から総合的に判断することとする。

この場合、実態的に判断することが原則であるが、国、地方公共団体、公共企業体等との間で、契約等による裏付けがあれば、この点がより、明確になると思われる。

（ア）買物客以外の通行人が相当数を占めるもの

（イ）周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの

（注6）専用通路によって接続され機能的に一体となっているものについては、専用通路か否かは、管理権の所在、利用者の内訳、建設目的等を総合的に判断することとする。

（注7）附属建物とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、商業主体、建物の構造、商品構成、顧客の通路等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問わない。

1－3 大店立地法の対象となる店舗

大店立地法の対象となる店舗は、一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000m²を超える店舗（大規模小売店舗）である。

なお、消費生活協同組合の供給店舗及び農業協同組合の生活購買店舗も対象となるので留意すること。

1－4 大店立地法による届出が必要となる場合

- (1) 大規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む）をする場合（法第5条関係）
- (2) 届出事項又は届出者に変更がある場合（法第6条関係）
- (3) 県の意見が出された場合（法第8条第7項）
- (4) 県の勧告が出された場合（法第9条第4項）
- (5) 大規模小売店舗の新設等の届出をした者から、当該店舗を継承した場合（法第11条第3項）
- (6) 立地法施行後、立地法による届出をしていない大型店が最初に行う変更の場合（法附則第5条第1項）

以下は、「大規模小売店舗の立地に関する要綱（鹿児島県）」等に基づくもの

- (7) 事前協議を行う場合（要綱第3条）
- (8) 軽微な変更の適用を申し出る場合（法第6条第4項、要綱第6条）
- (9) 揭示による説明会の開催を申し出る場合（施行規則第11条第2項、要綱第10条）
- (10) 説明会が開催不能の場合（法第7条第4項、施行規則第13条、要綱第12条）
- (11) 説明会の実施状況を報告する場合（要綱第13条）

1－5 大店立地法による届出を行う者

大店立地法による届出は、大規模小売店舗の設置者が行う。

なお、区分所有している場合等、設置者が2人以上の場合は、これらの者の全部又は、一部が共同して届出を行うことができる。

（注1）法第5条第1項の「新設する者」とは、当該建物の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者は含まない。

1－6 設置者が配慮すべき基本的な事項

- (1) 設置者が配慮すべき基本的な事項は主に以下のとおりである。（指針一・1～5）
 - ① 大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画並びにそれらに基づく事業の趣旨及び内容について幅広く情報収集し、検討を行うこと。
特に深夜に営業活動を行う場合、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすことがあることから、とりわけ慎重な対応を行うこと。
 - ② 大規模小売店舗立地法の定める地元説明会は、地域の住民等の多くが参加できるよう開催の場所及び日時等に配慮すること。
 - ③ 県からの意見に対しては、誠意を持って対応し、その意見提出の背景となった生活環境上の問題の解消、軽減のため、合理的な措置を講ずるよう努め、また、その

措置を講ずることとした理由又は講じないこととした理由について、データ等に基づく合理的な説明を行うよう努めること。

④ 設置者は、講ずることとした対応策については、誠実に実効ある措置を実施しなければならない。また、必要な場合、小売業者等関係者に十分周知し、履行確保のための必要な措置を講ずること。

⑤ 大規模小売店舗の開店若しくは施設変更等の後においても、設置者は、周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払うこと。

特に、届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分であった場合には再調査・再予測を行い、それに応じ、追加的な対応策を講ずるよう努めること。

(2) 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項について配慮すべき事項は次のとおりである。

① 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

　(ア) 駐車場の必要台数の確保

　(イ) 駐車場の位置及び構造等

　　a 効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

　　b 駐車場待ちのスペースの確保

　　c 駐車場の分散確保

　　d 駐車場出入口における交通整理

　(ウ) 駐輪場の確保

　(エ) 荷さばき施設の整備等

　　a 荷さばき施設の整備

　　b 計画的な搬出入

　(オ) 経路の設定等

　　a 来客の自動車への案内経路及び出庫してからの経路設定等

　　b 搬出入車両の経路設定等

　　c 店舗敷地内にバス、タクシー停車場を設ける場合のスペースの確保

　　d パークアンドライド事業等への協力の検討

イ 歩行者の通行の利便の確保等

ウ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

エ 防災・防犯対策への協力

② 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

ア 騒音の発生に係る事項

　(ア) 騒音問題に対応するための対応策について

　　a 騒音問題への一般的対策

- b 荷さばき作業等大規模小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策
 - ・ 荷さばき作業に伴う騒音対策
 - ・ 営業宣伝活動に伴う騒音対策
 - c 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策
 - ・ 冷却塔、室外機等からの騒音
 - ・ 給排気口等からの騒音
 - ・ 駐車場からの騒音
 - ・ 廃棄物収集作業等に伴う騒音
- (イ) 騒音の予測・評価について
- a 予測・評価に当たっての基本的事項
 - ・ 予測・評価の対象となる騒音の種類と分類
 - 定常騒音(騒音レベルの変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音)
 - 冷却塔、室外機等から発生する騒音
 - 給排気口等から発生する騒音
 - 変動騒音(騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音)
 - 敷地内における自動車走行等による騒音(来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。)
 - 荷さばき作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザー等の騒音
 - 廃棄物収集作業等に伴う騒音
 - BGM(バック・グランド・ミュージック)、アナウンス等営業宣伝活動に伴う騒音
 - 衝撃騒音(一つの事象の継続時間が極めて短い騒音)
 - 荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等の騒音
 - b 騒音の総合的な予測・評価方法
 - ・ 予測方法
 - 予測地点
 - 原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外
 - 予測計算方法
 - 平均的な状況を呈する日におけるその昼間(午前6時～午後10時)及び夜間(午後10時～午前6時)における等価騒音レベルを予測
 - ・ 評価方法
 - 設置者は、「騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示64号)」に示す基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、自らの施設から発生が予想される全体の騒音を評価するものとする。
 - c 発生する騒音ごとの予測・評価方法
 - ・ 予測方法

- 予測地点
大規模小売店舗の敷地の境界線
- 予測計算方法
平均的な状況を呈する日において、定常騒音の場合には「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音の場合には「騒音レベルの最大値」を予測するものとする。
- 評価方法
設置者は、騒音の測定場所において適用される「騒音規制法における夜間の規制基準値」に示す基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から「夜間」に見込まれるそれぞれの騒音を評価するものとする。その際、当該騒音の発生の位置、継続時間等を勘案するものとする。

イ 廃棄物に係る事項等

(ア) 廃棄物等の保管について

- a 保管のための施設容量の確保
- b 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等について

(イ) 廃棄物等の処理について

- a 廃棄物等を敷地外で処理する場合の対応
- b 廃棄物等の運搬予定業者等処理業者の選定
- c 敷地内で廃棄物等を処理する場合の方法及び関連設備の配置や運営
- d 店舗内の関係者及び関連事業者への周知

(ウ) その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

- a 食品を加工する際の対応策
- b 住居に面する方向への措置
- c 食品加工場及び関連設備の定期的な清掃の実施等の措置

ウ 街並みづくり等への配慮等

2 届出等の留意事項

2-1 事前協議について

(1) 事前協議の必要性

県、関係市町村及び届出者の認識・理解を深め、届出以降の円滑な事務処理を確保するとともに、関係する他の手続きと並行的に処理を進めることができるよう、任意に事前の協議を求めるものである。

(2) 事前協議を要する届出

- ① 法第5条第1項の届出（大規模小売店舗を新設する場合）
- ② 法第6条第2項の届出（施設等に関する届出事項変更の場合）
- ③ 法附則第5条第1項の届出（経過措置に係る変更の届出）

(3) 事前協議の方法

① 事前協議の時期

開始時期については特に定めはないが、できる限り早い時点からの実施(又は情報提供)が望ましい。

特に、大規模小売店舗の新設などでは新たな交通需要の発生集中を伴い、地域の交通量に大きな変化を及ぼす可能性が高いことから、早めの協議と関係機関との十分な調整が必要である。

② 協議先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課(商業係)

※ 大店立地法と他法令を統一的に運用するために、設置者からの事前協議後、当課から関係課等に対し、届出内容の情報提供を行うこととなる。

また、必要に応じて、県の関係課及び市町村等と協議を行ってもらうこととなる。

③ 提出書類

「出店計画概要書」

※ 届出書及び当該届出に係る添付書類に準ずるもの

④ 提出部数：7部

2-2 新設の届出(法第5条関係)に係る留意事項

(1) 「新設」の定義

新設には、全く新しい建物を建設して店舗面積が1,000m²を超える場合のみならず、既存の建物を増築して、その店舗面積を増加し、1,000m²を超える場合及び既存の建物は何ら増築しなくとも、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000m²を超える場合を含む。

(2) 届出の方法

① 提出時期

店舗を新設しようとする日の8月前までに提出

② 提出先

鹿児島県商工労働水産部商工政策課(商業係)

③ 提出書類

法第5条第1項の規定に基づく届出書及び添付書類

④ 提出部数：13部(正1部、写し12部、ただし、必要があるときは、添付書類の全部又は一部について提出部数の増加を求めることがある。)

2-3 変更の届出（法第6条関係）に係る留意事項

- (1) 届出を要する事項及び方法等（別表1参照）
- (2) 届出を要しない事項（法施行規則第7条）

① 一時的な変更

通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは、特別な地域行事等が行われる時期において、対応を図るための仮の変更。

- (例) ア) 事故や災害時における施設の位置や閉開店時刻の変更
- イ) 特別な地域行事が行われる時期における閉開店時刻の変更
- ウ) 店舗付近の道路工事に伴う駐車場の出入口の位置の変更等

- ② 大規模小売店舗を新設する日の繰下げ
- ③ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計の減少
- ④ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計の増加で、基礎面積に1,000m²又は基礎面積の1割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
(基礎面積：法第5条第1項若しくは法第6条第2項により届出済みの店舗面積の合計)
- ⑤ 駐車場又は駐輪場の収容台数の増加
- ⑥ 荷さばき施設の面積の増加
- ⑦ 廃棄物等の保管施設の容量の増加
- ⑧ 大規模小売店舗内の小売業者の開店時刻繰下げまたは閉店時刻繰上げ

(3) 軽微な変更（法第6条第4項ただし書き）

店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化がないと県が認める場合、法第6条第2項の届出日から8月を経過せずに、変更を行うことができる。

(例)・適切な出入口を確保した上での駐車場の位置変更

・悪臭対策を従前と変わらず施した上での廃棄物保管施設の位置変更

2-4 公告及び縦覧について

県は、次の方法により届出事項の概要、届出年月日及び縦覧場所等を公告するとともに、公告の日から4月間縦覧に供する（法第5条第3項、法第6条第3項）。

公告：県ホームページへの登載

縦覧：鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び新設等をする大規模小売店舗の所在地の属する市町村を所管区域とする県の出先機関

※ 閲覧場所と市町村については以下のとおり（平成31年4月1日現在）

名称	所在地	市町村
商工政策課	鹿児島市鴨池新町 10-1	鹿児島市,いちき串木野市,日置市,三島村, 十島村
南薩地域振興局総務企画部	南さつま市加世田 東本町8-13	指宿市,枕崎市,南さつま市,南九州市

北薩地域振興局総務企画部	薩摩川内市神田町 1-22	薩摩川内市,阿久根市,出水市,さつま町, 長島町
姶良・伊佐地域振興局総務企画部	姶良市加治木町諏訪町12	伊佐市,霧島市,姶良市,蒲生町,湧水町
大隅地域振興局総務企画部	鹿屋市打馬二丁目 16-6	鹿屋市,垂水市,曾於市,志布志市,東串良町,肝付町,大崎町,錦江町,南大隅町
熊毛支庁総務企画部	西之表市西之表 7590	西之表市,中種子町,南種子町
熊毛支庁屋久島事務所	熊毛郡屋久島町安房650	屋久島町
大島支庁総務企画部	奄美市名瀬永田町 17-3	奄美市,大和村,宇検村,龍郷町
大島支庁瀬戸内事務所	大島郡瀬戸内町 古仁屋船津36	瀬戸内町
大島支庁喜界事務所	大島郡喜界町赤連 2901-14	喜界町
大島支庁徳之島事務所	大島郡徳之島町 亀津7216	徳之島町,伊仙町,天城町
大島支庁沖永良部事務所	大島郡和泊町 手々知名134-1	和泊町,知名町,与論町

2－5 説明会開催の留意事項

(1) 開催回数

原則1回とする。ただし、当該市町村からの申出があり、県が必要と認めるときは、その旨を届出者に対し通知するものとする。

(2) 届出者は、説明会の開催日時及び場所について、県及び関係市町村と協議するよう努めるものとする。(多数の住民等の出席が見込まれる日時、曜日を可能な限り選定すること。)

(3) 開催公告の時期及び方法等

① 公告の時期

開催予定日の1週間前までに行う(法第7条第2項)。

② 公告の方法

次に掲げるア、イいずれかの方法及びウにより行うものとする。

ア 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載(施行規則第12条)

イ 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙への折込広告

※ 原則として、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から最低でも1キロメートル以内の区域の住民を対象とするものとするが、店舗の規模や周辺状況等を考慮し、県及び関係市町村と相談の上、折込の範囲を決定することが望ましい。

ウ 当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所における届出等の内容の掲示

(4) 説明会における配付資料

① 出店計画等の概要

② 届出及び添付書類の内容又は概要

(5) 掲示による説明会（法施行規則第11条第2項）

法施行規則第11条第2項の規定により説明会の省略を行おうとする届出者は、その旨申し出るものとする。

説明会開催の省略が認定された場合は、説明会開催に代えて、大規模小売店舗が立地する敷地内の見やすい場所に、当該届出の縦覧が終了する日まで、届出等の要旨を掲示することとなる。

(6) 説明会開催不能の場合の措置（法第7条第4項）

① 説明会が開催できない場合とは、次に掲げる事由であって県が認めるものである。

ア 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

イ 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと

② 上記①の認定を受けようとするときは、説明会開催不能申出書を商工政策課に2部提出するものとする。

③ 説明会開催不能の場合の届出等の内容の周知

説明会の開催が不能な場合の届出等の内容の周知の方法は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

ア 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載

イ 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載（以上、法施行規則第13条第2項）

ウ 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙への折込広告（当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から最低でも1キロメートル以内の区域の住民を対象とするもの）

エ 当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所における届出等の内容の掲示

2-6 説明会実施状況報告

届出者は、説明会終了後、速やかに説明会実施状況報告書を、商工政策課へ2部提出するものとする。

2-7 県の意見等

(1) 県の意見等について

県は届出者に対し意見を有する場合は、届出のあった日から8月以内に書面により意見を述べる（法第8条第4項。以下、「県の意見」という。）とともに、当該意見の概要等を公告の上、公告の日から1月間縦覧に供する（法第8条第6項）。

公告：県ホームページへの登載

縦覧：鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び新設等をする大規模小売店舗の所在地の属する市町村を所管区域とする県の出先機関

なお、意見を有しない場合にもその旨通知するが、その時点で法第5条第4項又は法第6条第4項の規定（いわゆる「8月制限」）は適用されないこととなる（法第8条第5項）。

(2) 県の意見を踏まえた届出事項の変更等

県の意見がある場合、届出者は当該意見を踏まえ、当初の届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を県に対し行う必要がある（法第8条第7項及び第8項）。

また、この届出等を県に提出してから2月後でなければ、開店（又は変更の実施）は行えないで注意すること（法第8条第9項）。

(3) 届出等の周知

県は次の方法により届出等の概要及び縦覧場所等を公告するとともに、公告の日から4月間縦覧に供する（法第8条第8項）。

公告：県ホームページへの登載

縦覧：鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び新設等をする大規模小売店舗の所在地の属する市町村を所管区域とする県の出先機関

2-8 県による勧告

(1) 県による勧告について

県は、県の意見に対する届出者からの届出等が、県の意見を適正に反映しておらず、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるとときは、市町村の意見を聴いた上で届出等があった日から2月以内に限り、理由を付して届出者に対して必要な措置を取るべきことを勧告することができる（法第9条第1項）。

ただし、その範囲は周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、届出者の利益を不当に害する恐れが無い場合に限られる（法第9条第2項）。

なお、県が行った勧告は、その旨を市町村に対し通知するとともに、県ホームページへの掲載により勧告の内容を公告する（法第9条第3項）。

(2) 県の勧告を踏まえた必要な変更に係る届出等

勧告を受けた届出者は、当該勧告を踏まえ、必要な変更に係る届出等又は当該届出を行わない旨の通知等を遅くとも開店（又は変更の実施）前までに速やかに行うこと（法第9条第4項）。

(3) 必要な変更に係る届出内容の周知

県は次の方法により必要な変更に係る届出等の概要、届出年月日及び縦覧場所等を公告するとともに、公告の日から4月間縦覧に供する（法第9条第5項）。

公告：県ホームページへの登載

縦覧：鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び新設等をする大規模小売店舗の所在地の属する市町村を所管区域とする県の出先機関

2-9 承継の届出（法第11条第3項）

この届出は、大規模小売店舗の新設等の届出者から当該店舗を譲り受けた者による届出であり、届出者は、次の点に留意すること。

- (1) 「承継」とは、いわゆる承継のうち、届出に係る大規模小売店舗の譲渡、自然人における相続及び法人における合併（新設合併及び吸収合併）の場合であること。
- (2) 承継後遅滞なく届出を行うよう努めること。
- (3) 添付書類は、大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を提出すること。

3 責罰目録

対象者	罰金・過料の額
(1) 次の各号の一に該当する者（法第17条） ① 第5条第1項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を行い、又は同条第2項（第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合も含む。）の添付書類であって、虚偽の記載のある者を提出した者 ② 第6条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者 ③ 第8条第7項又は第9条第4項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者	100万円以下の罰金
(2) 第5条第4項、第6条第4項又は第8条第9項の規定に違反した者（法第18条）	50万円以下の罰金
(3) 第14条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（法第19条）	30万円以下の罰金
(4) 第6条第1項若しくは第5項又は第11条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者（法第21条）	20万円以下の過料

（注）法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(1)～(3)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各(1)～(3)の刑を科することとなる。（法第20条）

大店立地法関係届出様式【九州各県（沖縄県及び政令市除く。）共通様式】

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年　月　日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないこと)

大規模小売店舗届出書

年　月　日

○○県知事殿

株式会社 ○ ○ ○ ○
代表取締役 ○ ○ ○ ○

- ・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
→法人にあっては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

○○県○○市○○町○○丁目○○番地

- ・住所又は所在地を記載すること
- ・「○」丁目の「」内は漢数字で記入。以下同じ

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○○ △△店
○○県○○市○○町○○丁目○○番地 外○筆

- ・建物名称は設置後予定している名称（仮称も可）を記載すること。
- ・所在地は計画地の土地登記簿上の地番・筆数を記載すること。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名 （名 称）	代表者（法人の場合）	
(株)○○○○○	代表取締役 ○ ○ ○ ○	東京都○○区○○○丁目○番○号
(株)△△△△	代表取締役 △ △ △ △	○○県○○市○○町○番地
□□□□（個人）		○○県□□郡□□町大字□□◇◇番地

- ・原則として全ての小売業者名を記載すること。
- ・ただし、現段階で未定の分については、決定次第提出すること。

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成〇〇年〇〇月〇〇日 ← ・届出日から8月以降

- 当該建物の開店予定の日を記載すること。（小売業者ごとに開店の日が異なる場合は、その一番早い予定日を記載すること。）

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇 m² ← ・物販の売場に供する部分のみの面積

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No	収容台数	位置
	〇〇〇 台	建物南側（別添配置図上にNo記載）
	〇〇〇 台	建物 階／屋上（別添配置図上にNo記載）
合 計	〇〇〇 台	

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
建物正面南側（別添配置図上No）	〇〇 台
建物南側（別添配置図上No）	〇〇 台
合 計	〇〇 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物内西側（別添平面図上に記載）	〇〇 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 積
建物内南側（別添平面図上に記載）	〇〇 m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
株〇〇〇〇	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
株△△△	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
□□□ 外 ○名	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	

- 小売業者ごとに営業時間が異なる場合は、それぞれについて記載すること。
- 開店時刻は通常の一番早い時刻、閉店時刻は通常の一番遅い時刻を記載。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
	午前○○時○○分～午後○○時○○分

- ・駐車場可能時間帯は、最大限利用可能な時間を記載すること。
- ・駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それについて記載すること。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位置
	○ 箇所	店舗敷地西側（別添配置図上No.）
	○ 箇所	第○駐車場敷地西側（別添配置図上No.）
合計	○ 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
	午前○○時○○分～午後○○時○○分

- ・荷さばき施設が複数あり、荷さばき可能時間帯が異なる場合には、それについて記載すること。

様式第2（規則第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更した事項

（変更前）

（変更後）

3 変更の年月日

4 変更する理由

（備考）1 記載例は様式第1を参照のこと。

2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3（規則第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

3 変更する年月日

4 変更する理由

（備考）1 記載例は様式第1を参照のこと。

2 ※印の項は記載しないこと。

様式第4（規則第9条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 - 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積）以下となる日
 - 5 変更する理由
- （備考） 1 記載例は様式第1を参照のこと。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第5（規則第16条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項

（変更前）

（変更後）

3 変更する理由

（備考）1 記載例は様式第1を参照のこと。

2 ※印の項は記載しないこと。

様式第6（規則第18条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)

3 変更する理由

(備考) 1 記載例は様式第1を参照のこと。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第7（規則第19条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承継届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積

- （備考） 1 記載例は様式第1を参照のこと。
2 ※印の項は記載しないこと。
3 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を添付すること。

様式第8（規則第20条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 変更しようとする事項
 - (変更前)
 - (変更後)
 - 3 変更する年月日
 - 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (備考) 1 記載例は様式第1を参照のこと。
2 ※印の項は記載しないこと。

施行規則による添付書類記載例【九州各県（沖縄県及び政令市除く。）共通様式】

(騒音に係る夜間の定義及び添付図面については、九州各県共通ではありません。)

[設置者、建物等の概要]

1 出店の趣旨

- ・今回の出店計画の趣旨とともに、出店に際しアピールしたいことや周辺環境の配慮事項等をまとめて記載すること。

2 大規模小売店舗設置者の連絡先等

(1) 設置者の連絡先及び電話番号・FAX番号

- ・法人にあっては、部局名称も記載すること。
- ・担当者が複数の場合には、全て記載すること。

(2) ①周辺の生活環境保持の対応策の小売業者等への周知措置

(施設の管理規程や契約書等への明記等による措置を記載。規程・契約書があれば写しを添付)

②周辺の生活環境保持のための監督・管理責任者

(監督・管理責任(予定)者の所属名・職名・氏名を記入)

3 法人にあっては登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し〔規則§4Ⅰ①〕

法人の場合	登記事項証明書
個人の場合	住民票の写し

<別添>

- ・正本以外は写しで可。

4 小売業者一覧

	小売業者名	店舗面積	業種・業態	主として販売する物品
核となる小売業者				
その他の小売業者				
	未定分			

- ・決定済の小売業者ごとに主として販売する物品の種類を記載すること。
- ・未定分については、予定業種があれば記載すること。

※業種・業態欄記載例

スーパー・マーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、百貨店、スーパー・センター、ディスカウントストア、100円ショップ、衣料品店、薬局、携帯電話ショップ 等

5 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 〔規則 § 4 I ③〕

(1) 建物位置図 <別途添付すること>

縮尺：1／25, 000以上
建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況がわかる図面

→別添資料 別表2「添付図面一覧」参照

(2) 周辺見取図 <別途添付すること>

縮尺：1／2, 500
隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲がわかる図面

→別添資料 別表2「添付図面一覧」参照

(3) 建物配置図 <別途添付すること>

縮尺：1／500以上
店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場（区画線含む）等の配置がわかる図面（駐車場、廃棄物及び荷さばき（屋内施設の場合、高さ含む）等については寸法も記載すること）

→別添資料 別表2「添付図面一覧」参照

(4) 各階平面図 <別途添付すること>

縮尺：1／500以上
各小売業者又は業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図

→別添資料 別表2「添付図面一覧」参照

6 店舗施設計画の概要

(1) 計画地の概要

① 敷地面積及び土地の所有形態

- ・敷地面積は合計面積とともに用途別に分けて記載すること。
- ・所有形態は自己所有及び借地の区分をすること。

（例）

建物敷地	○, ○○○m ²	自己所有予定
駐車場用地	○, ○○○m ²	賃貸借契約予定
合 計	○, ○○○m ²	

② 法令上の用途等

- ・都市計画、農業振興地域整備計画、国土利用計画による制限等を記載すること。
(市街化区域では用途区分（特別用途地区・高度地区・防火地域・駐車場整備地区・風致地区等も含む）まで記載すること。)
- ・その他、建築にあたって法令上の制限等がある場合は、その旨を記載すること。
(注) 店舗建設が法令上不可能な地域（例：市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、工業専用地域、農用地区域等）での計画は、関係課を含めて相談の上、提出すること。
また、解除等の見通しのあるもの又は除外規定の対象となるものである場合は、その見通し及び作業日程、法令上の根拠、関係各機関の意見等これを証する書類の提示すること。
- ・5千分の1の「用途地域指定図」を添付すること。

③ 現在の利用状況

- ・計画地の現在の土地利用形態を記載すること。
(注) 農地の場合は転用の見込みを、工場等建物が現存する場合は、その所有関係（自己所有でない場合は確保の見通し）を示すこと。
- (例) 農地→(転用見込みを記載)
工場・倉庫 等→自己所有予定 (○年○月売買契約締結予定)
更地 等

(2) 計画地周辺の概要

① 立地環境

- ・計画地の周辺環境を具体的に記載すること。
特に、既存の商業集積地への立地か、住宅地への立地かが明確にわかるように表現すること。
- (例) 都心商業業務地区 低層住宅地区
既成市街地商業業務地区 郊外新興住宅地区
郊外新興商業地区 工場倉庫等集積地区 等

② 隣接地の用途現況

<別添 周辺見取図（住宅地図等の写しでも可）のとおり>

- ・計画地の周囲4方向の隣地（道路を隔てた隣地も含む。）の建物用途現況を図面に表示すること。
- (例) 低層住宅・高層住宅・工場・事務所・商店・学校・病院 等

③ 基盤整備に関する事業の有無とその内容

- ・計画地における市街地再開発事業・土地区画整理事業等の基盤整備に関する事業の有無とその概要について具体的に記載すること。

④ 街並みづくり計画の有無とその内容

- ・計画地における街並みづくり計画の有無とその概要について具体的に記載すること。
- (例) 地区計画／建築協定／景観整備地区／パークアンドライド事業／車両乗り入れ禁止地区等

⑤ 都市計画及び中心市街地活性化基本計画との関連性

- ・計画地における都市計画及び中心市街地活性化基本計画の有無とその内容、関連性（整合）について具体的に記載すること。

(3) 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

- (注) 店舗の変更届出の場合は、その変更に係る部分の工事について記載。

- ① 建築着工予定年月日 年 月 日
② 完成予定年月日 年 月 日

(4) 建物の構造及び規模

① 建物構造

- ・2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載すること。
- (例) 鉄骨造・鉄筋コンクリート造
地下○階、地上○階、塔屋○階 等

② 店舗面積の内訳

- イ 建築面積 m²
ロ 延べ面積 m²
ハ 各階ごとの店舗面積及び延べ面積等

・建築面積及び延べ面積の定義は、建築基準法によるものとする。

(例)

(単位 : m²)

	店舗面積	その他の施設	延べ面積
2 F	2,500		3,000
1 F	2,500	50	3,000
計	6,000	550	8,000

(5) その他の施設計画と各施設面積

- ・ オフィス・マンション等、小売店舗とは利用者が独立して考えられる併設施設（以下、「利用者層が異なる併設施設」という。）と飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等、小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設等（以下、「利用者層が同一の併設施設」）の区別をして、それぞれの面積の合計を記載すること。
- ・ 別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載すること。
- ・ 各施設の事業主体についても、可能であれば記載すること。

(例)

利用者層が同一の併設施設			
施設名		営業面積	営業時間
① 飲食施設 イ 中華 ロ ファーストフード		m ² (m ²) (m ²)	○○ : ○○~○○ : ○○
② ゲームセンター		m ²	○○ : ○○~○○ : ○○
③ クリーニング店		m ²	○○ : ○○~○○ : ○○
④ 映画館		m ²	○○ : ○○~○○ : ○○
合 計		m ²	

利用者層が異なる併設施設			
施設名	事業主体	営業面積	営業時間
① オフィス			○○ : ○○~○○ : ○○
② 住 宅		m ²	○○ : ○○~○○ : ○○
③ スポーツ施設		m ²	
④ 文化施設 イ ○○教室		(m ²)	
⑤ ホテル()	(株)○○○		○○ : ○○~○○ : ○○
合 計		m ²	

- ・届出書作成時点で分かっているもののみ記載し、施設の区分については「業務施設」「飲食施設」といった区分でも可。

- (6) 開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、
対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針

8 その他（特記事項）

[駐車需要の充足等]

1 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
〔規則§4Ⅰ④〕

(1) 指針による必要駐車台数計算式

(端数処理：四捨五入)

事項等		各事項算出のための計算式等
地区の区分	商業地区・その他地区	(理由)
S : 店舗面積 (注)	千m ²	
A : 店舗面積当たり日来店客数原単位		
B : ピーク率	14.4%	
L : 駅からの距離	m	(駅名)
C : 自動車分担率	%	
D : 平均乗車人員	人／台	
E : 平均駐車時間係数		
必要駐車台数	台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
日来店台数	台	$A \times S \times C \div D$
ピーク1時間当たりの来台数	台	$A \times S \times B \times C \div D$

※ 「商業地区」とは、都市計画法による用途地域が「商業地域」、「近隣商業地域」及び商業機能の増進を目的とする特別用途地区を、「その他地区」とはそれ以外の地域をいう。

※ 駅には、JR・私鉄の地上駅をはじめ、地下鉄、路面電車、モノレール等の駅、バスターミナル等を含む。

(2) 特別な事情による駐車台数の算出【指針による計算式によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明 :

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠 :	

(3) 駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無		理由等
有・無		
借上駐車場の場合	駐車場名	
	設置者・管理者	
	契約・利用形態 (専用、優先、提携等)	
	来店客が駐車可能な台数 (算出根拠)	

(4) 他の駐車場の状況

〔従業員等(業務用を含む)駐車場〕

事項	有無の別	当該小売店舗駐車場と 共用・別途の別	収容台数	備考 (従業員の雇用状況や利用状況など駐車 台数算定の根拠等)
従業員等駐車場	有・無	共用・別途	台	

[併設施設の駐車場]

(注) 以下の欄は、併設施設が付設されている場合だけでなく、付設が予定されている場合も記載すること。また、併設施設利用者の車両と小売店舗利用者の車両が共用されるような駐車場形態の場合には、併設施設の利用者等の駐車台数を考慮して、小売店舗利用者の「必要駐車台数」が確保できるよう措置すること。

ア オフィス・マンション等、小売店舗とは利用者が独立して考えられる併設施設

名称	施設種別	面 積	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	必要駐車 台 数	算出根拠	収容台数
		m ²	共用・別途	台		台
		m ²	共用・別途	台		台
合 計		m ²		台		台

(注) 当該施設の収容能力、利用時間、回転率等をもとに算出根拠を示すこと。

イ 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等、小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設

名称	業務内容	面 積	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	必要駐車 台 数	算出根拠	収容台数
		m ²	共用・別途	台		台
		m ²	共用・別途	台		台
合 計		m ²		台		台

(注) 当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合は、下欄に記載すること。（この場合は、上記「(1) 指針による必要駐車台数計算式」の必要駐車台数の内数として考え、小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の駐車場について別途考慮する必要はない。）

[s : 小売店舗と利用者層が同一の併設施設面積の合計] (端数処理：四捨五入)

s	m ²
S : 店舗面積 × 0. 2	m ²

条件
 $s \leq S \times 0. 2$

ウ 小売店舗がその施設の一部となるような小売店舗以上の集客力を有する併設施設（小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合）

- ・ 主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に小売店舗の必要駐車台数を算出することとし、小売店舗の必要駐車台数は上記(2)「特別な事情による駐車台数の算出」に記載すること。
- ・ 算出根拠については、収容能力、利用者数、利用時間、回転率等をもとに算出根拠を示すこと。

必要駐車台数	
必要駐車台数算出根拠 :	

2 駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況（小売店舗、併設施設等を含む全体の収容台数）
 (例)

No.	駐車場の構造	収容台数		面 積	駐車区画の大きさ	
		一般用	身障者用		一般用	身障者用
		台	台	m ²	m × m	m × m
合 計		台	台	m ²		

※駐車場の構造

- ・建物外平面駐車場（自走式）
- ・地下駐車場（自走式）
- ・平面駐車場（機械式／専用建物）
- ・循環駐車場（機械式／専用建物）
- ・専用駐車場ビル（自走式）
- ・屋上等建物内設置方式（自走式・地下を除く）
- ・平面駐車場（機械式／共用建物）
- ・循環駐車場（機械式／共用建物）

駐車料金の徴収の有無	駐車場条例による届出駐車場とする予定の有無	入口ゲートの入庫処理時間	※契約形態
有・無	有・無		

※契約形態

→自社所有／賃貸契約（専用・特約の別を記載）

3 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
 [規則 § 4 I ⑤]

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式

- ① 駐車場の入庫処理能力【自走式で発券ブースのない駐車場は記載の必要なし】

出入口の場所	1時間当たり入庫処理能力	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
別添配置図上 No.○	台	台
別添配置図上 No.○	台	台

↑

60分
(メーカーから提供される1台当たりの処理時間
+乗客の乗降時間)

×

発券ブース等の台数（1つの入り口で発券
ブース等が複数台設置されている場合
(端数処理 :)）

- ② 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要な駐車待ちスペース		駐車待ちスペース「無」の場合 その理由・対策
				長さ m	算出根拠等	
別添配置図上 No.○	有・無	m	有・無			
別添配置図上 No.○	有・無	m	有・無			

↑
当該入口の1分当たりの来台数 × 1.6 - 当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数 × 6 (平均車頭間隔)

(2) 敷地周辺の道路の状況

- ・別添「周辺見取図」に敷地周辺の道路の「No.」を表示すること。

項目	道路 No. 1 (道路名:)	道路 No. 2 (道路名:)	道路 No. 3 (道路名:)	○○○ (道路名:)
道路幅員 (車線数)	m 車線 有・無	m 車線 有・無	m 車線 有・無	m 車線 有・無
交通規制				
信号交差点数 (うち右折帯設置の交差点数)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)
横断歩道等の状況	有・無	有・無	有・無	有・無
通学路の有無 利 用 者 数	有・無 人	有・無 人	有・無 人	有・無 人
バス路線の有無	有・無	有・無	有・無	有・無

- ・「交通規制」欄には、交通規制の内容を記載し、「周辺見取図」にも規制内容を記入すること。
- ・「横断歩道等の状況」欄には、横断者の多寡及び近くの学校等公共施設名を記載すること。

(3) 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

① 現状の平日、休日（日曜）それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	年 月 日 () 年 月 日 ()
調査場所	
調査の委託先	
調査方法	
調査結果	<別添資料とすること>

② 開店後の周辺道路の交通量の予測

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	<別添資料とすること>

- ・調査エリアは原則として経路予定の店舗周辺最寄りの交差点とする
- ・調査時間帯は、開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）とする。
- ・調査内容としては車種及び時間帯別、方向別の台数を調査する。
- ・調査結果は別添資料とし、周辺見取図上に交差点の位置を図示すること。
- ・別添1

<「交通量調査結果記入例」参照>

- ・開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）1時間ごとの想定来店台数を入場、出場に分けて、方向別に予測し一覧表とする。
- ・予測結果は別添資料とし、周辺見取図上に交差点の位置を図示すること。
- ・別添2

<「交通量予測結果記入例」参照>

(4) 集客力の高い併設施設の利用者の交通量の予測

【小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設で当該併設施設の面積の合計が小売店舗面積の2割を超える場合、又は小売店舗がその施設の一部となるような小売店舗以上の集客力を有する併設施設がある場合のみ実施】

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	<別添資料とすること>

- ・開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）1時間ごとの想定来店台数を入場、出場に分けて、方向別に予測し一覧表とする。
- ・予測結果は別添資料とし、必要に応じ、(3)と同一の図面上に表示するものとする。

4 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法〔規則§4Ⅰ⑥〕

(1) 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面 <別添>

・別添資料別表2「添付図面一覧」>参照

(2) 経路等を来店者に知らせる方法

項目	具体的な内容
案内表示の設置 (看板等)	(設置場所・内容等) →<別添周辺見取図上に記載>
ちらし等の配付	(配付方法・内容等)
交通整理員 の配置	(配置場所・人数・配置日時等) →<別添周辺見取図上に記載>
その他の	

(注) 案内表示(看板等)の設置場所及び交通整理員の配置場所については周辺見取図の中にその予定場所を記載すること。

(3) 交通への支障を回避するための方策等

交通への支障回避の方策	具体的な内容
交通整理員の配置	配置場所: <別添配置図上に記載> 配置人数: 配置日・時間:
左折入出庫の原則等	

・イベント・売出し等の特定日に特別な対策を予定している場合にも記載すること。

(4) 経路の設定

① 経路の設定にあたり考慮した点

- ・右折待ち渋滞の回避
- ・通学路への配慮
- ・深夜営業時の配慮 等があれば、具体的に記載すること。

② 設置者が行う交通対策等の予定

(事前協議の際に指摘事項があればその対応策)

③ パークアンドライド事業等公共交通計画等との連携の有無

公共交通計画等との連携の有無	(有の場合) その具体的な内容
(有・無)	(駐車場・荷さばき施設の配置、運営方法等についての配慮)

④ バス・タクシー等の停車場の設置の有無

5 駐輪場の計画（原動機付き自転車を含む）

(1) 駐輪台数の算出根拠

ア 指針参考による駐輪台数の算出

$$\text{店舗面積} (\quad \text{m}^2) \div 35 \text{ m}^2 = (\quad \text{台})$$

イ その他の方法による駐輪台数の算出

駐輪場附置条例の有無	有（条例名）	・	無																		
必要駐輪台数の予測結果及び算出根拠	<p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>予測数値</th><th>予測数値の根拠等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日来店客数</td><td>人／日</td><td></td></tr> <tr> <td>ピーク率</td><td>%</td><td></td></tr> <tr> <td>分担率</td><td>%</td><td></td></tr> <tr> <td>平均駐輪時間</td><td>分</td><td></td></tr> <tr> <td>必要駐輪台数</td><td>台</td><td></td></tr> </tbody> </table>			項目	予測数値	予測数値の根拠等	日来店客数	人／日		ピーク率	%		分担率	%		平均駐輪時間	分		必要駐輪台数	台	
項目	予測数値	予測数値の根拠等																			
日来店客数	人／日																				
ピーク率	%																				
分担率	%																				
平均駐輪時間	分																				
必要駐輪台数	台																				
必要駐輪台数	台																				

- 可能であれば、既存の調査結果を添付すること

(2) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場 No.	駐輪場構造	収容台数	面 積	駐輪区画の大きさ	
				一般用	三輪車・バイク用
	台	台	m ²	m m ×	m m ×

※駐輪場構造 → 平面式／立体式／機械式 等の別を記載すること

(3) 駐輪場の管理体制

- 整理員等の配置、時間外の管理等、駐輪場の管理体制について記入すること。

(例)

項 目	内 容
整理員等の配置	配置場所： 配置時間： 人 数：
営業時間外の管理等	

(4) 駐輪場案内の表示方法

- 看板の掲出等、表示方法を具体的に記載すること。
- 表示場所等の位置を図面上に示すこと。

6 自動二輪車駐車場の計画

(1) 自動二輪車駐車場台数の算出根拠

駐車場附置条例の有無	有 (条例名) ・ 無																		
必要台数の予測結果及び算出根拠	(例) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測数値</th> <th>予測数値の根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日来店客数</td> <td>人／日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ピーク率</td> <td>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分担率</td> <td>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均駐車時間</td> <td>分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要台数</td> <td>台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測数値	予測数値の根拠等	日来店客数	人／日		ピーク率	%		分担率	%		平均駐車時間	分		必要台数	台	
項目	予測数値	予測数値の根拠等																	
日来店客数	人／日																		
ピーク率	%																		
分担率	%																		
平均駐車時間	分																		
必要台数	台																		
必要台数	台																		

- 可能であれば、既存の調査結果を添付すること

(2) 自動二輪車駐車場の構造、収容台数及び面積

自動二輪車駐車場 No.	自動二輪車駐車場構造	収容台数	面 積	駐車区画の大きさ
	台	台	m ²	m m m m × × × ×

※駐車場構造 → 平面式／立体式／機械式 等の別を記載すること

(3) 自動二輪車駐車場の管理体制

- 整理員等の配置、時間外の管理等、駐車場の管理体制について記入すること。

(例)

項 目	内 容
整理員等の配置	配置場所： 配置時間： 人 数：
営業時間外の管理等	

(4) 自動二輪車駐車場案内の表示方法

- 看板の掲出等、表示方法を具体的に記載すること。
- 表示場所等の位置を図面上に示すこと。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
〔規則 § 4 I ⑦〕

(1) 荷さばき施設の概要

荷さばき 施設 No. (平面図記載番号)	同時作業の可能な台数		待機スペース の有無・広さ (m × m)
	想定する車両の大きさ	台 数	
		台	無・有→広さ (m × m)

(2) 荷さばきを行う時間帯

時間帯	車両の大きさ	車両台数	平均的な 処理時間(分)	荷さばき待 ちの台数
: ~ :	4 t 未満	台		台
	4 t 以上 10 t 未満	台		台
	10 t 以上	台		台
	計	台		台
: ~ : (1時間毎に記載)				
合計				

(3) 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対 応 等
無		「無」の理由
有	箇所	

(4) 小売業者が複数の場合の荷さばき施設の運営計画

(連絡体制、管理体制、搬出入時間帯の調整予定の有無とその内容（無の場合はその理由）を記載)

(5) 搬出入事業者への混雑が少なくなるような経路選択の働きかけ

(施設の管理規程や契約書等への明記等による措置を記載。規程・契約書があれば写しを添付)

(6) 搬出入の経路上に学校等が位置する場合の運行時間帯、交通整理員の配置等の配慮

(対応策を記載。契約書(案)等があれば添付)
・学校のほか、保育所、福祉施設、病院等が経路上にある場合の配慮等についても記載すること。

8 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画 【特記すべき事項があれば、記載すること】

(1) 歩行者の通行の利便の確保等のための計画

具 体 的 な 内 容 等	
歩行者通路確保のための対策	
里道の付け替え、工事、用途廃止等の有無	無・有 (→公共施設の管理者の同意等)
夜間照明等の設置の有無	無・有 (→具体的な内容)

9 その他（特記事項）

--

10 交通量予測の変化等

（言及事例）

(1) 需要予測（指針より）

- ① 日来店客数： (人／日)
- ② 日来店台数： (台／日)
- ③ ピーク時来店台数 台
- ④ 必要駐車場台数： 台
- ⑤ 駐車場収容台数： 台

(2) 来店台数

平日= 台／日 (既存店の平日・休日来店台数比率より算出)
 休日= 台／日 (指針に基づいて算出)

$$\begin{aligned} \text{既存店平休日比率} &= \text{休日来店台数 (台)} / \text{平日来店台数 (台)} \\ &= 100 / 100 \\ \text{平日来店台数} &= (\text{指針に基づく来店台数}) / 100 \\ &= \text{台} \\ \text{※ 来店比率は (根拠) による} \end{aligned}$$

(3) 方面別来店比率

	入 場				
	合計	北方向から	東方向から	南方向から	西方向から
	100%	%	%	%	%
平日ピーク時交通量 (台)					
休日ピーク時交通量 (台)					

	出 場				
	合計	北方向へ	東方向へ	南方向へ	西方向へ
	100%	%	%	%	%
平日ピーク時交通量 (台)					
休日ピーク時交通量 (台)					

(4) 方面別時間帯別来店者の予測

① 平日の予測

時間帯	入場					出場					
	比率	北方向から	東方向から	南方向から	西方向から	合計	比率	北方向へ	東方向へ	南方向へ	西方向へ
%	%	%	%	%	%		%	%	%	%	
9:00～10:00											
10:00～11:00											
21:00～22:00											
22:00～23:00											
合計											
指針	14.4%										

21:00～22:00											
22:00～23:00											
合計											
指針	14.4%										

ピーク時と予測される〇時台の来店者数比率は、〇%であるが、大規模小売店舗立地法の指針に基づき14.4%として計算した。

② 休日の予測

時間帯	入場					出場					
	比率	北方向から	東方向から	南方向から	西方向から	合計	比率	北方向へ	東方向へ	南方向へ	西方向へ
%	%	%	%	%	%		%	%	%	%	
9:00～10:00											
10:00～11:00											
21:00～22:00											
22:00～23:00											
合計											
指針	14.4%										

ピーク時と予測される〇時台の来店者数比率は、〇%であるが、大規模小売店舗立地法の指針に基づき14.4%として計算した。

(5) 交通量調査結果

① 平日

<調査方向1>

(単位：台)

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

<調査方向〇>

(単位：台)

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

<交差点交通量>

(単位：台)

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

② 休日

<調査方向1>

(単位：台)

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

<調査方向○>

(単位：台)

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

<交差点交通量>

(単位：台)

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

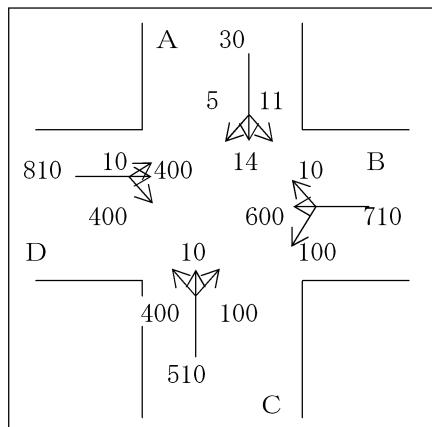
- ・上記に示す車種別、時間帯別の交通量を調査方向別に記入し、最後に交差点交通量（各方向別の合計）を記入すること。
- ・調査交差点については、事前に協議してください。

(6) 現況と開店後における交通量の比較と解析

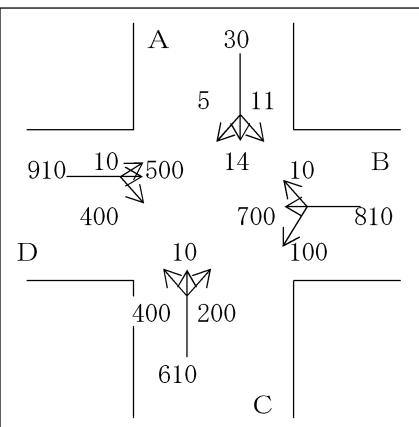
① 交差点等の交通量

ア 平日〇〇時台

<現 態> (交通量調査結果)

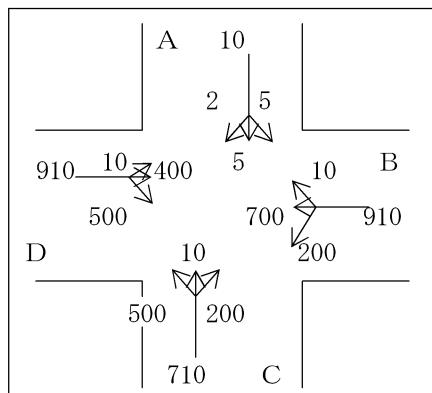


<開店後> (交通量予測結果)

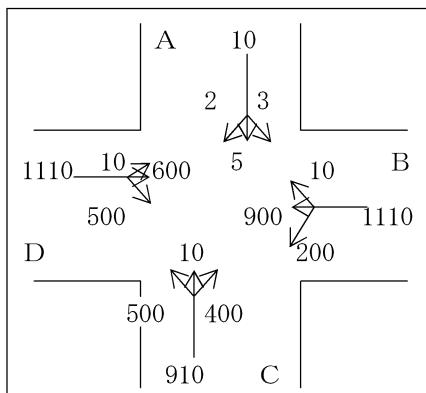


イ 休日〇〇時台

<現 態> (交通量調査結果)



<開店後> (交通量予測結果)



② 交差点等の車線別混雑度・滞留長
交差点 []

			A		B		C		D		需要率
			直左	右	直左	右	直左	右	直左	右	ピーク時
平 日	現 況	混雑度									
		滞留長									
	開店後	混雑度									
		滞留長									
休 日	現 況	混雑度									
		滞留長									
	開店後	混雑度									
		滞留長									

- ・本表は、各交差点、駐車場の出入口について作成すること。
- ・上記①、②について算出根拠を明示すること。

(7) 評価と対策

[騒音の発生に係る事項]

1 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面〔規則§4Ⅰ⑧〕

(1) 遮音壁の設置

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	遮音壁の材質・構造	遮音壁の位置
無・有	m	m		<別添配置図>
遮音壁の設置による悪影響に対する検討及び近隣住民との調整に関する具体的配慮	・住居等からの視界制約、住居等の風通し不足（悪化）、住居等の日照不足（悪化）、地域住民への説明状況等について具体的に記入すること。			

(2) その他、施設と低層の住居が隣接している場合等における配慮（緑地帯の確保等）

--

2 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面〔規則§4Ⅰ⑨〕

項目	設置の有無	稼 働 時 間 帯	位 置
冷却塔	無・有	○○時○○分～○○時○○分	<別添配置図>
室外機	無・有	○○時○○分～○○時○○分	<別添配置図>
送風機	無・有	○○時○○分～○○時○○分	<別添配置図>
給排気口	無・有	○○時○○分～○○時○○分	<別添配置図>
その他（ ）		○○時○○分～○○時○○分	<別添配置図>

※ 特別な事情による騒音の総合的な予測【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明：

--

騒音の総合的な予測方法【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

--

騒音規制法の特定施設の設置届出の有無

--

3 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

(1) 予測地点の選定及び環境基準等（別添配置図参照）

予測 地点	環境基準		規制基準 夜 間	選定理由
	昼 間	夜 間		
	dB	dB	dB	
	dB	dB	dB	
	dB	dB	dB	
	dB	dB	dB	

- ・予測地点は事前に協議してください。
- ・選定した予測地点について、環境基準、規制基準及び選定理由を記載してください。

(2) 昼間の等価騒音レベルの予測〔規則 § 4 I ⑩〕

- ・騒音予測地点については、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地した又は立地可能な住居等の屋外とする。
- ・騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点として別添「建物配置図」上に表示すること。
<予測式等を用いた計算は別添資料とすること>
- ・騒音発生源が屋内に設置されている場合には、当該建物の壁面等の材質構造及び当該騒音発生源の位置のわかる図面を添付すること。

※→基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示すること。

(例) 文献名／メーカーの提示した数値／実測値等

なお根拠として実測値を使用する場合は、調査店舗、調査日時も明示すること

《 昼 間 》		騒 音 発 生 源		基準距離における 騒 音 レ ベ ル 等	騒 音 繼 続 時 間 (時 ~ 時) 又は 騒 音 発 生 回 数	予測地 点ま での 距 離 (m)				各 予 测 地 点 お け る 騒 音 レ ベ ル (dB)			
						A 地 点	B 地 点	C 地 点	D 地 点	A 地 点	B 地 点	C 地 点	D 地 点
定常騒音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変動騒音	自動車走行												
	荷さばき車両のアイドリング												
	荷さばき車両の後進ブザー												
	廃棄物収集作業												
	BGM等												
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音												
	荷さばき台車走行音												
昼間（午前6時～午後10時）				予測地 点 A		予測地 点 B		予測地 点 C		予測地 点 D			
等価騒音レベル				d B		d B		d B		d B			
地域の類型													
環境基準値				d B		d B		d B		d B			

〔環境基準値を超す場合の対策（または対策不要の理由）〕

--

(3) 夜間の等価騒音レベルの予測

- ・注意事項は昼間の場合と同じ。

《夜間》		騒音発生源		基準距離における 騒音レベル等 又は 騒音発生回数	騒音継続時間 (時～ 時)				予測地点までの距離 (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)				
定常騒音	冷却塔	騒音レベル (dB)	※根拠		A 地点	B 地点	C 地点	D 地点	A 地点	B 地点	C 地点	D 地点	A 地点	B 地点	C 地点	D 地点	
	室外機																
変動騒音	給排気口																
	自動車走行																
	荷さばき車両のアイドリング																
	荷さばき車両の後進ブザー																
	廃棄物収集作業																
衝撃騒音	BGM等																
	荷さばき荷おろし音																
	荷さばき台車走行音																
夜間（午後10時～午前6時）				予測地点A		予測地点B		予測地点C		予測地点D							
等価騒音レベル				d B		d B		d B		d B							
地域の類型																	
環境基準値				d B		d B		d B		d B							

〔環境基準値を超す場合の対策（または対策不要の理由）〕

--

- 4 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、
 その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 I ⑪]
 【夜間営業その他の理由により、夜間騒音が発生する見込みのある場合のみ記載】

- 午後10時～午前6時までの時間帯における予測結果とする。
- 予測地点については、大規模小売店舗の敷地の境界線とする。表記については、a地点、b地点、c地点、d地点として別添「建物配置図」上に表示すること。なお、等価騒音レベルの予測値点に対応する場合は、A-aなど整合をとること。
- 予測式等を用いた計算は別添資料とすること。

《夜間（午後10時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音》

《夜間》		騒音発生源		基準距離における騒音レベル等	騒音継続時間 (時～ 時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)			
		騒音レベル (dB)	※根拠			a 地点	b 地点	c 地点	d 地点	a 地点	b 地点	c 地点	d 地点
定常騒音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変動騒音	自動車走行												
	荷さばき車両のアイドリング												
	荷さばき車両の後進ブザー												
	廃棄物収集作業												
	BGM等												
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音												
	荷さばき台車走行音												
夜間（午後10時～午前6時）				予測地点a		予測地点b		予測地点c		予測地点d			
最大値のレベル				dB		dB		dB		dB			
区域の種別													
規制基準値				dB		dB		dB		dB			

※ 特別な事情による発生する騒音ごとの予測【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明 :

発生する騒音ごとの予測方法【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

〔規制値を超す場合の対策（または対策不要の理由）〕

5 騒音の予測と騒音対策

(1) 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の配置等	<別添平面図上に記載>
荷さばき施設の騒音対策 ※1	
荷さばき作業の騒音対策 ※2)	

※1) 荷さばき施設の騒音対策

→荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮,
 荷さばき施設の屋内化,
 作業場所の床に緩衝機能を有するクッション性の素材の採用あるいは、内装面の吸音材
 の使用等による吸音・遮音等,
 といった施設建築計画面での配慮事項を記載すること。

※2) 荷さばき作業の騒音対策

→荷さばき作業時間の特定,
 荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底,
 低騒音型の荷さばき機器の導入,
 作業人員への騒音防止意識の徹底等,
 といった荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮事項を記載すること。

(2) BGM等の営業宣伝活動の予定

BGM等の使用
無・有
↓

使用時間帯	拡声器の数	拡声器の容量	拡声器の配置	具体的な騒音対策の内容
時～ 時	個		<別添配置図 上に記載>	

(3) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等

項目	設置の有無	規模・能力	騒音レベル	騒音対策等
冷却塔	無・有			
室外機	無・有			
送風機	無・有			
給排気口	無・有			
その他	無・有			

(4) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場No.	※1) 施設面の騒音対策	※2) 運用面の騒音対策

※1) 駐車場の施設面の騒音対策

→駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理,
立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策,
床や排水蓋等による段差をなくすこと等,
といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載すること。

※2) 駐車場の運用面の騒音対策

→駐車場の利用時間帯の制限,
誘導員・監視員による場内走行の円滑化, 見回りの実施,
深夜・早朝における駐車場閉鎖等
といった運営面での配慮事項を記載すること。

(5) 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

廃棄物収集場所の構造	回収時間帯	※1)施設面の騒音対策	※2)運用面の騒音対策

※1) 廃棄物収集作業の施設面の騒音対策

→廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策,
廃棄物の収集場所の配置等,
といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載すること。

※2) 廃棄物収集作業の運用面の騒音対策

→廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ,
深夜・早朝における作業回避等収集時間帯の制限等,
といった運営面での配慮事項を記載すること。

6 その他（特記事項）

[廃棄物に係る事項等]

1 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 〔規則§4I⑫〕

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物種別	店舗面積: S		指針 原単位	A 一日当たり 廃棄物排出量 (原単位×S)	B 平均 保管 日数	C 見かけ 比 重 (t/m ³)	排出予測量 A×B÷C
紙製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.208	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.011	(t)			
				計 t			
金属製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.007	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.003	(t)			
				計 t			
ガラス製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.006	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.002	(t)			
				計 t			
プラスチック製廃棄物等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.020	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.003	(t)			
				計 t			
生ゴミ等	6,000 m ² 以下の部分	千m ²	0.169	(t)	日		m ³
	6,000 m ² 超の部分	千m ²	0.020	(t)			
				計 t			
その他の可燃性廃棄物等		千m ²	0.054	(t)	日		m ³
					合 計		m ³

〔見かけ比重について指針の数値によらない場合〕

見かけ比重の根拠等

(2) 特別な事情による廃棄物等の排出量予測【特別な事情がある場合のみ記載】

特別な事情の説明 :

予測排出量

m³

排出量予測の根拠 :

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況 【小売店舗以外の施設が有る場合のみ記載】

廃棄物保管施設の状況 小売店舗と共に 小売店舗と別途確保

↓共用の場合

小売店舗以外の施設からの廃棄物等の予測排出量	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量の予測の根拠
m ³	

(4) リサイクル品（再利用対象物）の排出量等の予測【小売業者が廃棄物等の回収を行う場合のみ記載】

- ・予測される廃棄物種別ごとに記載すること。

廃棄物種別		予測排出量	m ³
排出量予測の根拠：			

(5) その他の廃棄物等（廃家電・粗大ゴミ等）の排出量等の予測

【(1)以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合に記載】

- ・予測される廃棄物種別ごとに記載すること。

廃棄物種別		予測排出量	m ³
排出量予測の根拠：			

2 保管場所の位置・構造等

- ・分別については、店舗の所在する市町村における廃棄物等の分別の状況等を考慮のうえ計画し、その計画に沿って「分別する種類」欄は記載すること。
- ・施設容量（計）は1の(1)～(5)による排出予測量を踏まえて計画すること。
- ・管理上の対策には、密閉性確保、洗浄設備・冷蔵設備・換気設備配置等の悪臭発散防止対策及び脱水処理機・空き缶選別機配置等の汚水流出防止対策、その他廃棄物の保管に伴い、生活環境に問題を及ぼすと考えられるものの対する対応策について記載すること。
- ・併設施設から悪臭の発生が見込まれる場合の対策についても、小売店舗と区別して記載すること。

廃棄物種別	分別する種類	施設面積	施設容量	管理上の対策			図面No.
				悪臭発散防止対策	汚水流出防止対策	その他	
紙製廃棄物	ダンボール	m ²	m ³				
金属製廃棄物	スチール缶 アルミ缶	m ²	m ³				
ガラス製廃棄物	その他の廃棄物	m ²	m ³				
プラスチック製廃棄物	ペットボトル トレイ	m ²	m ³				
生ごみ等	生ごみ等	m ²	m ³				
その他の可燃性廃棄物	皮・ゴム製品						
その他	廃家電						
計		m ²	m ³				

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要	(関係法令等に基づいた計画等)
------------------------	-----------------

周辺住民への周知方法	(説明会での周知や、店頭での協力呼びかけ)
------------	-----------------------

4 廃棄物等の運搬・処理計画

(1) 廃棄物等の運搬方法 【現時点の計画の範囲で記載】

項目	生ごみ	○○○○			廃家電等
運搬の方法					
・自社で運搬					
・業者委託					
・その他 ()					
収集車の種類 ()					
予定業者等					
運搬の頻度					

(2) 廃棄物等の処理方法 【現時点の計画の範囲で記載】

項目	生ごみ	○○○○			廃家電等
処理の方法					
・敷地内処理					
・敷地内中間処理					
・敷地外処理					
・その他 ()					
処理予定業者等					
敷地内処理の場合	処理の具体的な方法 処理関連設備の内容 処理施設の悪臭対策 (密閉性の確保や温度管理等) 処理施設の防音対策 処理施設の配置	<別添資料>	<別添資料>	<別添資料>	<別添資料>

- ・市町村の分別状況に応じ、廃棄物の種類ごとに記載すること。

(例) 生ごみ、可燃物、不燃物、段ボール、ペットボトル、牛乳パック、空き缶、空き瓶、トレー、発泡スチロール等

(3) 小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法

【小売業者ごとに運搬・処理を行う場合のみ記載すること】

- ・廃棄物の種類ごとにできるだけ詳細に記載すること。
(例) 空き缶→再資源化のため、資源化業者に引き渡し

小売業者名	廃棄物等の運搬・処理の具体的方法	
	一般廃棄物	産業廃棄物

店舗内関係者及び関連事業者への適正な廃棄物の運搬・処理についての徹底方法	(施設の管理規程や契約書等への明記等による措置を記載。規程・契約書があれば写しを添付)
--------------------------------------	---

(4) 食品加工場等計画 【食品加工場がある場合のみ記載】

面 積	
配 置	<別添平面図上に記載>
加工の具体的な内容	
悪 臭 対 策	
汚 水 対 策	

5 その他（特記事項）

[街並みづくり等への配慮等]

1 街並みづくり等への配慮に関する事項

- (1) 景観法に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区

該当の有無	(建築計画の適合性について、必要に応じ建築図面等を添付)
有・無	

- (2) 景観への配慮

(各届出区分の景観形成基準に基づき、配慮した事項を記入すること。)
<別添建物完成予想図、立面図(可能であれば添付)>

- (3) 商店街のアーケードの整備等の街並みづくり等への配慮事項 【特記すべき事項があれば記載】

--

- (4) まちづくりへの対応方針

- ・立地に際しての、まちづくりに関する各種公的計画等の十分な検討
- ・地域イベントへの協力
- ・地域雇用
- ・周辺の一斉清掃、地域防災・防犯活動への積極的参加 等
- ・退店時の地元への早期情報提供
等について記載してください。

- (5) 敷地内の緑化計画 【緑化計画があれば記載】<位置は別添、建物配置図上に記載>

敷地面積	緑化面積	緑化の方針
m ²	m ²	

- (6) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策 【現時点の計画の範囲で記載】

屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	<別添配置図上に記載>
照明灯の方向	
照明の強さ	
点灯時間	
光害対策	

- (7) 防災への協力

防災協定等		締結協定の内容
締結依頼	無・有	
締結済	無・有	

(8) 防犯対策への協力

駐車場内の照明の設置	
警備員の巡回等	
閉店後及び休業日における 店舗施設内の措置等	
周辺地域での防犯や青少年 の非行防止のための対策	
その他防犯対策	

2 その他（特記事項）

別表 1

大店立地法に係る届出一覧

		届出が必要な事項	届出書類	添付(提出書類)	届出部数	根拠法令等	事前協議
事前協議	(1)新設の届出、法第6条第2項の変更の届出又は経過措置に係る麥車の届出をする場合	—	※1	届出前のできだけ早い時期	7	県要綱3条	—
新設	(2)大規模小売店舗を新設する場合 (増床して店舗面積の合計が1,000m ² を超える場合を含む。)	様式第1	添付書類記載例参照	開店8ヶ月前まで	13	法5条1項	必要
名称等	(3)大規模小売店舗の名称及び所在地の変更 (4)大規模小売店舗設置者及び当該大規模小売店舗の変更業者の氏名(名称)、住所、代表者等の変更	様式第2	〃	変更後遅滞なく	13	法6条1項	不要
開店	(5)大規模小売店舗を新設する日の繰上げ	様式第3	(添付書類なし) 添付書類記載例参照				
増床	(6)大規模小売店舗内の店舗面積の合計を、基礎面積(注1)の1割又は1,000m ² のいすれか、小さい面積を超えて増加させる場合	〃		変更8ヶ月前まで	13	法6条2項	必要
施設設置配置	(7)駐車場の位置の変更又は収容台数の減 (8)駐輪場の位置の変更又は収容台数の減 (9)荷さばき施設の位置の変更又は面積の減 (10)荷物の保管施設の位置又は要領の減 (11)小売業者の開店時刻繰上又は開店時刻繰下 (12)来客が駐車場を利用可能な時間帯の変更 (13)駐車場の自動車出入り口の位置の変更 (14)荷さばき施設における荷さばき可能な時間帯の変更	〃	〃				
廃止	(15)大規模小売店舗の店舗面積の合計を1,000m ² 以下とする場合	様式第4	(添付書類なし)	変更後遅滞なく	2	法6条5項	不要
軽微変更	(16)店舗に附属する施設の位置の変更で軽微変更適用を申請する場合	第2号様式	※2	変更届出前まで	2	県要綱6条 (注2)	必要
県意見等への対応	(17)県の意見が述べられた場合 (18)上記に題する届出・通知が相当期間内にない場合 (19)県の勧告を受けた場合 (20)上記に題する届出が相当期間内にない場合	様式第5	又は通知 変更に係るもの	新增設の2ヶ月以上前からに 県意見通知後速やかに	13	法8条7項	不要
承継	(21)大規模小売店舗を承継した場合 (22)立地法による届出をしていない大規模小売店舗が立地法施行後、最初に行う変更の場合 (23)説明会開催の省略を申請する場合 (24)説明会が開催不能の場合 (25)説明会を実施した場合	様式第6	変更に係るもの	県勧告通知後速やかに 事実を証する書類	13	法9条4項 法11条3項	〃
経過措置	(22)立地法による届出をしていない大規模小売店舗が立地法施行後、最初に行う変更の場合 (23)説明会開催の省略を申請する場合 (24)説明会が開催不能の場合 (25)説明会を実施した場合	様式第7	渡・相続又は合併の大規模小売店舗の譲り受けに係るもの	承継後遅滞なく	2	法附則5条1項 県要綱10条 県要綱12条	必要
説明会	(16)「軽微変更」及び(23)「説明会開催」は第6条第2項により届出済みの店舗面積 (16)「基礎面積」法第5条第1項若しくは第6条第2項による説明会開催省略承認申請は、法第6条第2項による変更申請の事前協議の際に提出すること。 (16)「軽微変更適用申請」及び(23)「説明会開催」は、法第6条第2項による変更申請の事前協議の際に提出する要綱に規定する様式である。	様式第8	変更8ヶ月前まで	変更届出前まで	13	法附則5条1項 県要綱10条 県要綱12条	必要
※1	事前協議の際は、届出書及び当該届出に係る添付書類に準ずるものと提出してください。商工政策課へご相談ください。	第3号様式	※2	不能事由発生後速やかに	2	法附則5条1項 県要綱10条 県要綱12条	必要
※2	注1 「基礎面積」法第5条第1項若しくは第6条第2項により届出済みの店舗面積 注2 「軽微変更適用申請」及び(23)「説明会開催」は、法第6条第2項による変更申請の事前協議の際に提出すること。 注3 届出書類欄のうち、(16)及び(23)～(25)については、大規模小売店舗の立地に規定する要綱に規定する様式である。	第4号様式	—	開催後速やかに	2	県要綱13条	不要

另付表2 添付図面一覧

- ・届出書・添付書類に添付する図面については、以下のように可能な限りまとめて記載するものとする。
- ・ただし、1つの図面にまとめることが困難な場合には、別葉の図面としてもよい。
- ・図面には必ず縮尺・方位を明記すること。(2枚以上に図面を分けた場合には縮尺を統一すること)

提出図面の種類	左の図面と併用可能な図面の種類	記載項目等
1 建物位置図 (縮尺 : 1/25,000) 建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況がわかる図面	(1) 経路に関する図面 ①広域見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・出店地の周囲3km～5km程度の範囲を含むもの ・周辺道路の状況がわかるもの
2 周辺見取図 (縮尺 : 1/2,500) 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲がわかる図面	(1) 経路に関する図面 ①来客自動車の案内経路 ②交通量調査の結果 ③交通量予測の結果等 ④歩行者通路図面 ⑤廃棄物運搬車両の運行経路	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周辺(出店地から半径1km程度)の道路の状況 <ul style="list-style-type: none"> → 道路幅員／交通規制／歩道の有無／横断歩道 ・歩道橋の位置現況／歩道・車道が明確に区分されていない通学路の有無と位置／バス路線の有無と位置／徒歩による買物客の経路 ・自動車の案内経路の表示(入場・出場両方を記載) <ul style="list-style-type: none"> → 来客自動車の案内経路／小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路搬出入車両の運行経路／経路案内表示(看板等)の設置場所／交通整理員の配置 ・現状の平日・日曜それぞれの交通量調査の結果(調査交差点の位置を図示) ・開店後の周辺道路の交通量の予測の結果 ・利用者層を異にする複合施設の利用者の交通量の予測の結果(予測した交差点の位置を図示) ・敷地周辺の一般買物客の通行経路 ・廃棄物運搬車両の運行予定経路
3 建物配置図 (縮尺 : 1/200～500) 店舗の用に供する部分その他の施設、駐車場等の配置がわかる図面	(1) 駐車場計画に関する図面 ①駐車場配置図 ②搬出入車両の駐車に関する図等 (2) 駐輪場の計画に関する図面 ①駐輪場配置図 (3) 荷さばき施設の計画に関する図面 ①搬出入車両の出入口等配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の配置(複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別すること) ・駐車区画の配置(寸法入り) ・駐車場内外の自動車の通路、幅員 ・駐車場の出入口の位置及び出入口が接する道路の位置、幅員(複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別すること) ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ・交通整理員の位置 ・駐車待ちスペースの位置及び入出庫の発券ブースの位置(設ける予定のある場合のみ) (複数ある場合は番号を記載して区別すること) <ul style="list-style-type: none"> ・搬出入車両の駐車スペース ・搬出入待ちの車両の駐車スペース ・バス、タクシー駐車スペース <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の配置 ・駐輪場出入口 ・駐輪区画の配置(寸法入り) ・駐輪場への自転車の経路 ・駐輪場案内表示の位置 <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設及びその出入口の位置 ・出入口付近の建物現況(住宅、学校、病院等) ・出入口が接する道路の位置、幅員

提出図面の種類	左の図面と併用可能な図面の種類	記載項目等
	(4) 騒音発生源となる施設設備の配置図 ①騒音発生源となる施設設備の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設設備の配置、寸法 →冷却塔、室外機、送風機、給排気口、拡声器等 駐車場、荷さばき施設、廃棄物保管場所等 ・騒音予測地点 ・遮音壁、緑地帯等の防音施設の配置(寸法入) ・各施設設備付近の建物現況(住宅、学校、病院等)
	(5) 廃棄物等保管施設に関する図面 ①廃棄物等保管施設の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設の位置及び隣接地の建物現況(住宅、学校、病院等)
	②廃棄物処理施設の配置図 (食品加工場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設、食品加工場等の位置 (敷地内処理を行う場合又は食品加工場がある場合)
	③廃棄物運搬車両運行経路	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内における運行経路
	(6) 歩行者の通行の利便の確保のための計画 ①歩行者通路図面	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の歩行者通路
	②夜間照明等の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に設置予定の夜間照明灯等の配置
	(7) 景観への配慮に関する図面 (特記すべき事項があればその内容を示す図面)	
	(8) 街並みづくり等への配慮 ①敷地内の緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内植栽等の位置
	②屋外照明灯・広告塔照明灯	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明灯、広告塔照明灯の位置
4 各階平面図 (縮尺： 1/200～500) 各業態ごとに範囲 を示した各階ごとの 平面図	(1) 駐車場計画に関する図面 ①駐車場各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・間取り・駐車区画等の寸法 ・駐車場内外の自動車の通路・幅員 ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路
	(2) 荷さばき施設の計画に関する図面 ①荷さばき施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットホームの広さ、搬出入車両待機ベースの大きさ ・想定される車の大きさと同時作業可能な台数
	(3) 廃棄物等保管施設に関する図面 ①廃棄物保管施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の保管施設の寸法、高さ、構造等 ・リサイクル品のストックヤードの寸法、高さ、構造等
5 騒音予測に関する図面	(1) 騒音発生源・遮音壁等の立面図 ・騒音予測に必要とされる高さ等がわかる図面	
	(2) 建物構造がわかる図面【騒音発生源が屋内に設置されている場合に添付】 ・当該建物の壁面等の材質構造がわかる図面 ・当該騒音発生源と当該建物の壁面の距離・位置がわかる図面	
6 用途地域指定図	敷地及び周辺の用途指定がわかる図面	
7 建物完成予想図	街並みづくり等への配慮に関する図面(可能であれば、着色の建物完成予想図)	